

事務連絡
令和2年6月1日

市内各地域包括支援センター
各居宅介護支援事業所
管理者 各位

東村山市健康福祉部介護保険課長
江川 裕美

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取り扱いについて（依頼）

日頃より、東村山市の介護保険行政にご協力頂きまして、誠にありがとうございます。

令和2年5月25日発出介護保険最新情報 Vol.836 において「居宅介護支援費の請求」についての事務連絡と、それを受けて東京都が厚生労働省に行った疑義照会内容とその回答「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス費の取り扱いについて」の情報提供がありました。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、以下の点にご留意いただき、ご対応をお願いいたします。

【介護保険最新情報 vol.836 より抜粋】

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

(答)

事業所において、モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、新型コロナウイルス感染症の影響により、実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能である。

なお、具体的な請求にあたって、データの作成等において、個別の請求ソフト等による支障がある場合については、個別に各請求ソフト作成者に相談いただきたい。

また、今般の取扱いは新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いであることから、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用実績が存在しないが、居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくことが必要である。

【東京都から厚生労働省への疑義照会内容とその回答の抜粋】

(照会事項1)

第11報の問5に該当する場合、給付管理票は東京都国民健康保険団体連合会に提出するのか？給付管理票を提出する場合、どのように記載するのか？

(厚生労働省振興課回答1)

- (1) 給付管理票の提出は必須である。
- (2) サービスの提供が無くても当初予定していたケアプランの計画単位数を給付管理票に記載すること。
なお、計画単位数を「0単位」とした場合、エラー（エラーコード ATTL）となる。

(照会事項2)

本取扱いの適用期間はいつからか。

(厚生労働省振興課回答2)

適用は5月実績分からとなる。(臨時的な取扱いについては、事務連絡を発出した月から適用するルールとなっている。)

なお、適用の終期は現時点では決めていない。但し、自治体が地域の感染者の状況に応じて、臨時的取扱いの終了を定めることを妨げるものではない。

(照会事項3)

本取扱いは介護予防支援費についても同様と考えてよいか。

(厚生労働省振興課回答3)

良い。

※算定上留意事項※

- ① この取扱いは、新型コロナウイルス感染症に限る対応であること。
- ② モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、新型コロナの影響でサービスを休止した理由や、利用者の在宅での過ごし方の様子等、確認した内容を支援経過に記録すること。
- ③ ケアプランの内容を変更する必要がある場合は、適切に利用者・家族等と相談の上、対応すること。
- ④ 介護予防支援についても同様の対応とすること。
- ⑤ 給付管理票の提出がないと、返戻になるので、当初予定していた単位数で給付管理票を作成して提出すること。また、この際サービス提供事業所が請求を出してしまうと通ってしまうので、対象の利用者分に対しては請求を出さないようにサービス提供事業所に周知徹底した上で給付管理を行うこと。
- ⑥ これらの適用は、5月実績分となる。

【問い合わせ先】

東村山市健康福祉部介護保険課給付指導係
042-393-5111（代表）内線 3143～5